

## むつ市役所本庁舎食堂運営仕様書

### 1 総則

- (1) この仕様書は、むつ市役所本庁舎食堂運営事業者（以下「運営事業者」という。）の募集にあたり、必要な事項を定めるものとする。
- (2) 運営事業者は、むつ市役所食堂運営事業者選定プロポーザルで決定する。
- (3) むつ市役所本庁舎食堂は、本仕様書及び別途締結する覚書の内容に基づき運営するものとする。

### 2 運営目的

むつ市役所本庁舎食堂の運営は、来庁者の利便性向上及び職員の福利厚生を主な目的とする。

### 3 食堂施設の概要

#### (1) 所在地

むつ市中央一丁目8番1号 むつ市役所本庁舎内 食堂施設

#### (2) 使用面積

・客席スペース	84.27 m <sup>2</sup>
・トイレ	6.70 m <sup>2</sup>
・厨房スペース	40.84 m <sup>2</sup>
・休憩室	5.42 m <sup>2</sup>
・通路部分	29.33 m <sup>2</sup>
・合計	166.56 m <sup>2</sup>

#### (3) 設備備品関係

ア 市が食堂施設内に設置した備品等は無償で貸与する。また、運営事業者が営業準備期間中に不要としたものについては、市の責任で撤去する。

※対象物は別紙1「市所管備品等一覧」のとおり。

イ 建物及び付随する設備については市が維持管理する。貸与した備品等については、運営事業者の責任で維持管理することとする。

ウ 前運営者が設置した備品等については、前運営者と新たに決定した運営事業者の双方で協議するものとし、市は関与しないものとする。

- エ 運営事業者は貸与された備品等を第三者に転貸してはならない。
- オ 貸与された備品等の原型を変更するときは、事前に市と協議すること。

## 2 運営条件

### (1) 営業開始日

むつ市役所本庁舎食堂の営業開始日は、原則として、運営事業者決定の通知を受けた日から令和6年7月16日までの間とし、市と運営事業者との協議により決定する。

### (2) 指定営業日等

#### ア 指定営業日

月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日までの期間）は休業日とすることができる。

#### イ 指定営業時間

指定営業日の午前11時から午後2時までとする。

当該営業時間中は原則として食事を提供しなければならない。

#### ウ 指定営業日以外の営業

本項ア及びイ以外に営業する場合は、事前に市と協議すること。

#### エ 臨時休業等

不慮の事由等により本項ア及びイに示す日時に休業するときは、速やかに市に報告すること。

### (3) メニュー等

ア 福利厚生を意識したメニュー及び価格設定とすること。

イ たばこ・酒類は販売しないこと。食堂内はすべて禁煙とすること。

ウ 日常的に、弁当や飲料、菓子類の販売を主体とする等、むつ市役所本庁舎敷地内のコンビニエンスストアの業態と類似した営業形態を取らないこと。

### (4) 衛生管理等

ア 食品衛生法、その他関連法令及び庁舎管理上の諸規則を遵守すること。

イ 運営事業者は、衛生管理を徹底し、そのための管理体制を確立すること。

ウ 食堂施設内の清掃、ゴミ・廃油の処理、グリストラップ、換気フードフィルター等の清掃にかかる経費、及び害虫駆除、消毒などの衛生管理にかかる経費は運営事業者の負担とし、運営事業者の責任において行うこと。

エ 食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請・届出等については、すべて運営事業者の負担において行うこと。また、諸認可を受けたときは、許可証等の写しを市へ提出すること。

オ ゴミの減量化、資源化及び省エネルギーに取り組むなど、地球環境に配慮すること。

### 3 行政財産の使用

#### (1) 使用許可

ア 食堂施設の使用許可については、むつ市財務規則（平成16年規則第17号）に基づいて行う。

イ 使用期間は使用許可日から使用許可年度の3月31日までとする。

ウ 使用期間の満了後、引き続き食堂施設の使用を希望するときは、使用期間満了の30日前までに書面により市へ申し出ること。

エ 使用期間の更新を希望しないとき、または使用期間の満了前に使用を終了するときは、使用を終了する日の3か月前までに市へ申し出ること。

#### (2) 使用料等

ア 使用料は、むつ市行政財産目的外使用料徴収条例（平成17年条例第11号）に基づき算出する。

イ 光熱水費、通信費等は運営者が全額負担すること。

#### (3) 使用許可の取り消し

ア 市は、むつ市財務規則の定めのほか、以下の事由により使用許可を取り消すことができる。

(ア) 本仕様書及び別途締結する覚書の定めを履行しないとき。

(イ) むつ市役所本庁舎食堂運営事業者選定プロポーザルの参加資格要件を満たさなくなったとき。

#### (4) 賠償責任等

ア 運営事業者の責に帰する理由により市の施設、設備、備品等に生じた損害については、運営事業者がその損害を賠償しなければならない。

イ 運営事業者が、本仕様書及び別途締結する覚書の定めを履行しないことにより、市に損害が生じたときは、運営事業者がその損害を賠償しなければならない。

ウ 食堂施設内で第三者に対する損害が生じたときは、市の責に帰するべきも

のを除いて、運営事業者がその損害を賠償しなければならない。

エ 市の責に帰する理由により運営事業者に損害が生じた場合は、市がその損害を賠償しなければならない。

オ 運営事業者は、本項アに示す損害に対する火災保険等に参加しなければならない。また、加入したときは、保険証券等の写しを市に提出すること。

(5) 改修工事等

ア 運営事業者は、自らの責任と負担において、食堂施設の改修工事、修繕等を行うことができる。

イ 改修工事、修繕等を行う場合は、事前に市と設計及び施工方法について協議し、承認を受けた後に着工すること。

(6) 原状回復義務

ア 運営事業者は、使用期間が満了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、速やかに使用財産を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市が求めないものについてはその限りではない。

イ 現状の回復に要する費用は運営事業者の負担とする。

4 その他

(1) 食堂施設内で事故等が発生した場合は、速やかに市に報告すること。

(2) 運営事業者は、運営状況について市から情報提供を求められたときは、可能な範囲でこれに応じること。

(3) 本仕様書に定めのない事項、及び疑義の生じた事項については、市と運営事業者が協議し定めることとする。

## 【別紙1】

## 市所管備品等一覧

No.	種類	数量	設置	備考
1	ガス茹で麺機 (6口)	1	平成21年9月	タニコーTU-60N
2	ガスフライヤー	1	平成21年9月	タニコーNB-TGFL-45
3	ガスコンロ (5口)	1	平成21年9月	タニコー
4	冷凍冷蔵庫	1	平成21年9月	ホシザキHRF-150XF 冷凍室652ℓ 冷蔵室652ℓ
5	製氷機	1	平成21年9月	ホシザキIM-25M
6	2口シンク (小)	1	平成21年9月	
7	2口シンク (大)	1	平成21年9月	
8	ガス給湯器 (休憩室設置)	1	平成21年9月	
9	殺菌灯 (天井付け)	3	平成21年9月	
10	イス	24	平成21年9月	
11	テーブル (4人掛け)	3	平成21年9月	
12	テーブル (6人掛け)	2	平成21年9月	
13	座敷用テーブル (4人掛け)	3	平成21年9月	
14	ロールスクリーン	1	平成21年9月	

【別紙2】

